

船橋市地域公共交通活性化協議会
事務局規定（案）について

船橋市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成20年10月24日制定。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、船橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

協議会の会議に関すること。

協議会の資料作成に関すること。

協議会の庶務に関すること。

前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（事務局長等）

第3条 事務局長は、船橋市**建設局都市計画部都市計画課長**をもって充てる。

2 事務局次長は、船橋市**建設局都市計画部都市計画課交通政策室長**をもって充てる。

3 事務局員は、船橋市**建設局都市計画部都市計画課交通政策室**職員をもって充てる。

（職務）

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を代表し、事務を総括する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務局員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（文書の取り扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、船橋市の例による。

2 文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

3 記号は、「船交活」とする。

（文書主任）

第6条 事務局に文書主任を置く。

2 文書主任は、事務局次長をもって充てる。

3 文書主任は、事務局の文書について審査、指導、その他文書処理に関することを行う。

（公印の取り扱い）

第7条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、文書主任が行う。

3 公印を押捺しようとする者は、押捺を必要とする文書及び決裁書類を文書主任に提示し、審査を受けなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表

名称	船橋市地域公共交通活性化協議会会長之印																				
形状	<table border="1"><tr><td>会</td><td>化</td><td>交</td><td>地</td><td>船</td></tr><tr><td>長</td><td>協</td><td>通</td><td>域</td><td>橋</td></tr><tr><td>之</td><td>議</td><td>活</td><td>公</td><td></td></tr><tr><td>印</td><td>会</td><td>性</td><td>共</td><td>市</td></tr></table>	会	化	交	地	船	長	協	通	域	橋	之	議	活	公		印	会	性	共	市
会	化	交	地	船																	
長	協	通	域	橋																	
之	議	活	公																		
印	会	性	共	市																	
書体	てん書																				
寸法	24mm×24mm																				
用途	会長名をもって発する文書																				
個数	1個																				
管理者	事務局次長																				

船橋市地域公共交通活性化協議会事務局規定 新旧対照表

新	旧
<p>(事務局長等)</p> <p>第3条 事務局長は、船橋市建設局都市計画部都市計画課長をもって充てる。</p> <p>2 事務局次長は、船橋市建設局都市計画部都市計画課交通政策室長をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、船橋市建設局都市計画部都市計画課交通政策室職員をもって充てる。</p>	<p>(事務局長等)</p> <p>第3条 事務局長は、船橋市企画部総合交通計画課長をもって充てる。</p> <p>2 事務局次長は、船橋市企画部総合交通計画課長補佐をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、船橋市企画部総合交通計画課職員をもって充てる。</p>